

# 近現代建築資料の編成記述

## —大高正人建築設計資料群を事例に

藤 本 貴 子

### 【要 旨】

本稿では、文化庁国立近現代建築資料館（以下、建築資料館）で収蔵している大高正人建築設計資料群を事例に、近現代建築資料の編成記述について検討する。大高正人（1923－2010）は、建築のみならず都市計画の分野でも活躍した建築家である。当該資料群はその活動の幅広さを反映しており、建築設計図面に加えて、大判の都市計画図や大量の報告書等も含まれている。建築資料館は2013年の開館以来、近現代建築資料の収集や展覧会開催を通じての活用とともに、資料整理の方法についても検討を行ってきた。その過程を振り返り、整理方法の再検討を行ったうえで、早期の閲覧公開を実現することを目指す観点から、近現代建築資料の編成記述方法について考察し、今後の課題について述べる。

### 【目 次】

はじめに

1. 近現代建築資料保存の経緯と建築資料館の位置付け
  - (1) 近現代建築資料保存の動き
  - (2) 建築資料館の趣旨と役割
2. 近現代建築資料の出所と特徴、評価・選別
  - (1) 近現代建築資料の出所と特徴
  - (2) 近現代建築資料の評価・選別
3. 近現代建築資料の編成記述
  - (1) 建築資料館において想定されていた編成モデル
  - (2) 建築資料館における編成に関する検討—想定されていた編成モデルの問題①
  - (3) 建築資料館における編成に関する検討—想定されていた編成モデルの問題②
  - (4) 建築資料館における編成記述に関する検討—想定されていた編成モデルの問題③
  - (5) 大高正人建築設計資料群の編成
  - (6) ISAD (G) への準拠とその意義
  - (7) アクセスポイントとしてのプロジェクト一覧の作成
4. 今後の見通しと課題

おわりに

## はじめに

近年、日本の近現代建築に関する大規模な展覧会が国内外で多く開催され<sup>1)</sup>、近現代建築資料への注目も高まっている。しかし、本来建築物を建造することを目的として作成された近現代建築資料が、日本において文化遺産として注目され始めたのは比較的新しい。

筆者が2014年より勤務している文化庁国立近現代建築資料館（以下、建築資料館）は、国内で唯一の建築資料を専門に扱う国立機関であり、2013年の開館より資料の収集を行い、展覧会開催を通じて活用を行う一方、資料整理の方法についても検討を行ってきた。また、建築資料館は2017年11月に公文書管理法施行令第3条第1項に基づく歴史資料等保有施設に指定されており、資料の閲覧公開業務の整備が喫緊の課題となっている。

近現代建築資料の調査・整理については、主に建築史研究の観点から様々な取り組みがなされてきた。日本建築学会（以下、建築学会）建築博物館の最初の収蔵資料となった伊東忠太資料については、1997年より日本建築学会伊東忠太資料整備小委員会により調査・整理が行われ、その成果は『伊東忠太資料整備小委員会 報告書 伊東忠太 その資料の保存と公開』（建築学会、2006年）にまとめられている。これは近代建築資料の整理に関する報告として早い例と思われる。2010年の建築学会大会の際には、建築歴史・意匠部門の研究懇談会において「近・現代建築のアーカイブズとドキュメンテーション」というテーマが設定され、建築に関わるドキュメンテーションやアーカイブズの整理・活用等の現状について、30近くの報告が寄せられている。そこで取り扱われたテーマは、設計者が遺した資料に焦点を当てたものが一番多いが、大学や企業が所蔵する資料や特定の建築に関する資料、資料公開に関する報告から建築作品の実測調査についてなど多岐に渡り、近現代建築アーカイブズを扱う際に関係する領域の広さを示している。これらの中には日本における建築アーカイブズの構築を意識しているものもあるが、資料を迅速に閲覧者の利用に供するためのアーカイブズとしての整理・編成記述・提供に至る統一した手法を探ったものは少ない。

資料整理に特化した研究としては、中森勉氏による「日本の建築アーカイブズに適した系統的な資料組織法の構築に関する研究」（2009-2011年）において、具体的な整理方法が報告されている。近年の研究では、齋藤歩氏の「建築レコードの目録編成モデル『スタンダード・シリーズ』から考える」<sup>2)</sup>において、アーカイブズ学的見地に基づき、近現代建築資料の編成におけるスタンダード・シリーズの可能性が示されている。しかしこれは日本の建築資料に応用された事例ではなく、アメリカにおける実践の報告である。アーカイブズ機関において近現代建築資料を効率的に整理して編成記述を行い、利用提供していくための手法については、まだ検討段階にあると言ってよいだろう。

本稿では、保存と活用の動きが高まりつつある近現代建築資料の整理過程において欠かすこ

1) 近年開催の大規模なものに、「ジャパン・アーキテクト1945-2010」（金沢21世紀美術館、2014-15年）、「日本の家 1945年以降の建築と暮らし」（MAXXI国立21世紀美術館／バービカン・センター／東京国立近代美術館 巡回、2016-17年）、*Japan-ness. Architecture and urbanism in Japan since 1945*、（ポンピドー・センター・メス、2017-18年）、「建築の日本展：その遺伝子のもたらすもの」（森美術館、2018年）等がある。

2) 『GCAS Report』vol.3、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻、2014年

とのできない編成記述方法について、早期の閲覧公開を実現することを目指す観点から、建築資料館が所蔵している大高正人建築設計資料群（以下、大高資料群）を例に考察する。

## 1. 近現代建築資料保存の経緯と建築資料館の位置付け

### （1）近現代建築資料保存の動き

日本において近現代建築資料保存に向けて組織的な動きがあったのは、1980年代に遡る。1986年、建築学会に建築博物館調査委員会が設置され、文化庁に「建築博物館設立要望書」が提出された。1987年には建築学会が主催する支部共通事業日本建築学会設計競技の課題として「建築博物館」が設定され、翌1988年には審査結果が発表されている。その後、1994年には同委員会により「建築博物館基本構想案」が作成されている。こうした動きを経て、2002年には建築学会に建築博物館が開設された。その後、2012年に文化庁直轄の組織として、建築資料を専門に扱う国立機関である建築資料館が設置された（開館は2013年5月）。1980年代からの建築界における働きかけが結実したといえる。「建築博物館」を巡っては、その後2016年に、奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存活用にあたり、建築資料館の機能を当該建物に移して「国立建築博物館」とする要望が、建築学会より文部科学省に提出されている。

### （2）建築資料館の趣旨と役割

建築資料館の設置趣旨によれば、建築資料館は「我が国の近現代に関する資料（図面や模型）について、劣化、散逸、海外への流出等を防ぐことを目的として、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関（大学等）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行い」「展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図」ることが目的である。事業概要として「情報収集」「資料の収集・保管」「展示・教育普及」「調査研究等」が挙げられている<sup>3)</sup>。資料の閲覧公開については、「展示・教育普及」事業の一部と位置づけられている。

建築資料館の設立に尽力し、初代運営委員会座長を務めた鈴木博之氏は、建築資料館の担うべき役割として「収集した建築図面資料の保存」と「既存の建築資料の情報」の「共有化」、「資料の展示・公開による情報発信」を挙げている<sup>4)</sup>。鈴木氏の構想には資料の「公開による情報発信」があったことが分かるが、具体的にどのような閲覧公開方法が想定されていかは分からない。資料の意義を広く一般に伝える手段として、展覧会の開催は非常に有効な手段ではあるが、一方で一度の展覧会で展示できる資料は膨大な建築資料のうちのわずかに限られる。更なる研究・活用を促進するためには、資料の可能な限りの範囲を閲覧に供する形で公開していくことが必要であり、資料の閲覧公開業務は建築資料館の事業の核のひとつと位置づけられるべきだろう。

では、資料公開に関する建築資料館の法的な位置づけは、どのようになっているのだろうか。

3) 文化庁国立近現代建築資料館HP「概要」<http://nama.bunka.go.jp/overview/>（最終アクセス：2020/1/9）

4) 「国立近現代建築資料館の設立」『新建築』2013年3月号、新建築社、pp.160-161

建築資料館の名称である「資料館」という言葉は博物館法では定義されていない。英語名称は「National Archives of Modern Architecture」となっているが、日本の法律において、主に移管された行政文書を管理・公開する「公文書館」以外の「アーカイブズ機関」に相当する機関の定義は見つけることはできない。建築資料館自体は訓令によって文化庁政策課（設立時、2018年10月より文化財第二課）下に置かれた組織であり、行政機関の一部である。行政機関である建築資料館が収蔵する資料は、「職務上」「取得した文書」であり、原則的には法律上の「行政文書」として扱われる性質のものである<sup>5)</sup>。「行政文書」は、公文書等の管理に関する法律（以下、公文書管理法）に基づき、保存期間を設定しなければならず、その保存期間が満了した時には国立公文書館等に移管又は廃棄しなければならない。また、「行政文書」の閲覧には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、情報公開法）に基づく開示請求の手続を要する。

これに対し、建築資料館の収蔵資料はできるだけ一般の公開に活用されるべきものであり、「行政文書」として扱われることは適当ではない。このような事情から、建築資料館は2017年11月に歴史資料等保有施設としての指定を受け、収蔵資料は「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」<sup>6)</sup>として、公文書管理法及び情報公開法上の「行政文書」から除かれることとなった。公文書管理法施行令第4条第3項において、歴史資料等保有施設の収蔵資料は、制限事由に関わるものを除き、「一般の利用の制限が行われていないこと」と定められている。

歴史資料等保有施設の位置づけは現時点では曖昧な部分が多くあり、今後明確になることが期待されるが<sup>7)</sup>、建築資料館が一般への資料の利用に供することを前提に整理を進めなければならない機関であることは確かであり、そのための手法確立が課題であるといえる。

## 2. 近現代建築資料の出所と特徴、評価・選別

編成記述の検討に入る前に、アーカイブズ機関において収集が想定される近現代建築資料の出所と特徴、及びその評価・選別の現状について簡単に触れておきたい。

### (1) 近現代建築資料の出所と特徴

近現代建築資料として収集が想定される資料群には、典型としていくつかの出所が考えられる。

ひとつは、建築家などの設計者を出所とする資料群である。建築家個人に着目した場合でも、建築設計という業務は組織で行うことが多く、当該建築家が主宰あるいは所属する設計事務所の資料がその中に含まれる場合が多い。これと並んで、建築家が個人として行った活動に伴って生み出された資料が含まれる場合もある。設計の過程で生み出される資料は膨大で、種類も、図面、スケッチ、写真、模型等多岐にわたる。図面資料はA1からA0超サイズの大判のもの

5) 「公文書等の管理に関する法律」第2条第4項

6) 「公文書等の管理に関する法律」第2条第4項第3号

7) 歴史資料等保有施設の運用上の問題については、早川和宏「公文書管理法の現状と課題」(『桃山法学』23号、桃山学院大学、2014年)においても指摘されている。

も多い。また、収集対象を建築設計に関わる資料に限ったとしても、組織としての設計業務と個人的な活動の線引きは難しく、個人資料も一括して引き取った場合には、さらに様々な種類の資料が含まれる場合がある。

もうひとつは、建築あるいはその施主を出所とする資料群である。当該建築に係る資料に限られるため、建築家に着目した資料群よりは規模も小さく種類も少ない場合が多い。公共建築を対象とすれば、行政機関に保管されている資料群も対象となる。設計者から提出された設計成果物（図面や模型等）が主な資料として想定される。

このほか、組織において作成・收受された資料群も考えられる。大規模な組織設計事務所や行政組織内における設計部署を出所とする資料群である。総合建設業企業や組織設計事務所では資料管理を体系的に自ら行っているところも多いと思われ、組織が存続する限り、他組織に委譲することは考えにくい。行政組織において作成・收受された資料群については、宮内公文書館所蔵資料に含まれる図面資料のように、公開が行われている場合もある。平成25・26年度に文化庁が建築学会に委託した事業<sup>8)</sup>において一部調査されているものの、全国的な行政機関所蔵資料の保存状況の総合的調査は今後の課題である。

出所がどこであるかにより、資料群の編成は異なると考えられる。建築資料館の収蔵資料に限れば、現時点では建築家を出所とする資料群がほとんどであり、当面はそのような資料群が多くを占めると予想される。本稿では、大高正人という建築家を出所とした資料群を例に、編成記述方法について検討する。

## （2）近現代建築資料の評価・選別

アーカイブズ機関において収集される近現代建築資料については、どのような評価・選別がなされるべきだろうか。建築資料館における資料の収集方針は以下のようになっている。

文化庁において収集する建築関係資料は、我が国の近現代建築に関し、国内外で高い評価を得ている又は顕著に時代を画した建築・建築家に係るもの、または、我が国の近現代の建築史や建築文化の理解のために欠くことができず、かつ、歴史上、芸術上、学術上重要なもののうち、散逸等のおそれが高く、国において緊急に保全する必要のあるものとする<sup>9)</sup>。

建築資料館では、受入れ候補となる資料については、学識経験者から成る運営委員会の下に設置する収集小委員会において、この方針に基づく収集対象であるか調査を行うこととしている。この調査結果は運営委員会の議を経て館長に報告され、これを受けて館長は資料受入れの決定を行っている。対象資料群に含まれる資料の具体的な選別基準は、図書館等の他の機関で閲覧することが可能な書籍類やオリジナルがある場合の複製は対象外であること、収蔵場所の都合上、模型の積極的な収集は行っていない、といった運用上の慣例があるのみにとどまっている。しかし、複製を対象外としても、原図があるかどうかは資料を実際に確認しなければ判断できず、何万点もある図面について原図の有無を確認するためには時間と手間を要する。ま

8) 平成25年度文化庁委託事業「我が国の近現代建築資料の所在情報の概要把握と情報管理方法の提案」、平成26年度文化庁委託事業「我が国の近現代建築資料の所在状況調査及び保存基準の提案」

9) 文化庁国立近現代建築資料館HP「収集方針」<http://nama.bunka.go.jp/gaiyo/hosn.html>（最終アクセス：2020/1/9）

た、製本図面やマイクロフィルム等の別の媒体にまとまった複製があった場合、一部の原因があるからといって複製全てを対象外とするのは難しく、ある程度の重複があることはやむを得ないだろう。

収集対象となる資料は、資料群の性格や評価内容によって異なる。例えば、近現代建築史を理解する上で重要な建築家に焦点を当てて資料を収集する場合、当該建築家の思想や思考の形跡を明らかにするノートやメモ、建築とは直接に関係ないと思われるようなスケッチ類も収集の対象となりうる。一方で、時代を画した建築に焦点を当てた場合は、当該建築を設計した建築家個人の資料は収集の対象とならない場合もあるだろう。開館から6年を経た建築資料館においても収集資料の分析はまだ充分ではなく、近現代建築資料の評価・選別基準を明文化することは、現時点では困難である。

大高資料群の場合、建築資料館の活動初期の収集事例として、なるべく選別は行わずに多種多様な資料を受け入れることとなった。その結果、近現代建築資料群に含まれると想定される多くの種類が揃っており、大高資料群の整理過程とその分析を基に、収集の評価・選別の議論の土台とすることも可能ではないかと考える。

近現代建築資料保存の動きは日本国内で多くみられ、保存のみならず評価・選別についても議論されていくべき時期にきている。収集アーカイブズ機関において、資料群の一体的な価値を失うことなくアーカイブズとして保存するための評価・選別の基準は、今後の重要な論点のひとつとなるだろう。アーカイブズ学的な視点を踏まえたうえで、慎重な議論を行う必要がある。

### 3. 近現代建築資料の編成記述

資料の編成については、開館から6年の間に建築資料館内で検討が重ねられてきた。まずその過程を振り返り、問題点を踏まえたうえで、具体的な編成を試みたい。

#### (1) 建築資料館において想定されていた編成モデル

建築資料館では、資料の編成記述について、国際公文書館評議会（以下、ICA）が定めた国際標準記録史料記述第2版（以下、ISAD (G)）を採用することが開館当初より決まっていた。この方針をふまえ、開館当初に想定されていたのは、全ての資料をフォンドーサブ・フォンドーシリーズサブ・シリーズファイルアイテムの6階層に合わせて編成を行うモデルであった（図1、以下、想定モデル）。また、そのシリーズの編成については、カリフォルニア大学バークレイ校のケルシー・シェパード氏とウェイヴェリー・ロウエル氏によって提唱された「スタンダード・シリーズ」<sup>10)</sup>を採用するとしていた。スタンダード・シリーズとは、建築資料の標準的なシリーズとして「個人文書」「専門文書」「教員文書」「会社記録」「プロジェクト記録」「大規模プロジェクト」「美術・工芸品」「追加寄贈資料」の8つの区分を設定する

10) Kelcy Shepherd and Waverly Lowell, *Standard Series For Architecture And Landscape Design Records: A Tool For The Arrangement And Description Of Archival Collections*, Regents, University of California, 2010

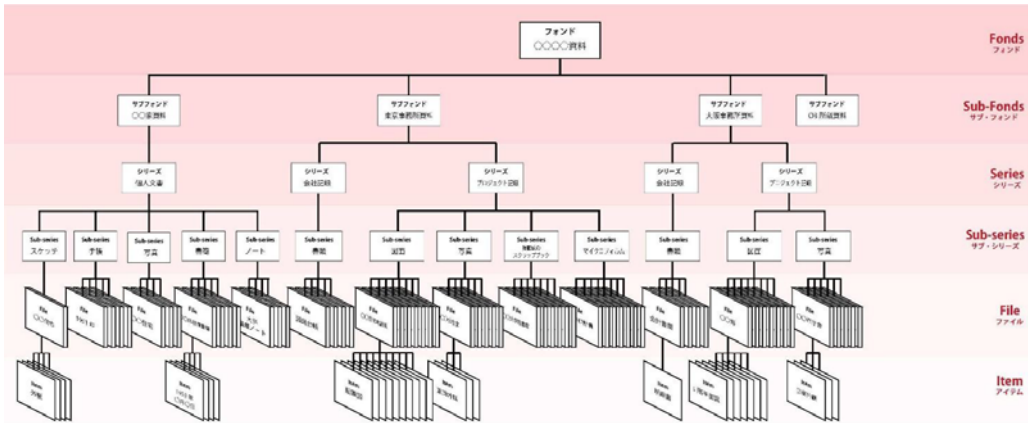


図1 想定されていた編成モデル

ものである。

建築資料館では、この編成に先立ち、整理前の資料の状態に全く手を加えずに機械的に「仮番号」の付与を行うとしていた。そしてその後に目録の作成と編成モデルに合わせた編成を行い、仮番号を残しながら、最終的に正式な番号を付与する、という流れを想定していた。これは、基本的には安藤正人氏の提唱する段階的整理<sup>11)</sup>に基づいており、段階的に調査を行い、構造分析と編成を行う方法だと理解することができる。「仮番号」は、段階的整理法における「中間番号」<sup>12)</sup>が相当する。段階的整理法との違いは、橋本陽氏が指摘しているように、段階的整理法の見録では編成後の見録の資料番号がアトランダムに並ぶ<sup>13)</sup>のに対して、編成後に番号付与とそれに合わせた物理的な再配列を行うことで、最終的な見録と資料番号・物理的な配列を一致させるとしている点である。しかし、その後実際にこの過程に沿って資料整理を行うにつれ、いくつかの問題点が明らかになってきた。

## （2）建築資料館における編成に関する検討—想定されていた編成モデルの問題①

まず、アーカイブズ原則において尊重すべきとされる「原秩序」とは、建築資料において何を指すかが明確にされていなかった、という問題である。建築資料館では当初、収集先に収蔵されている状態＝現状を、棚の配列や収納されている容器内の順番も含めて、一切手を加えない状態で番号を付与していく方法で整理を行っていた。この手順は日本の文書整理における原形保存の原則を踏襲していたと考えられるが、この「現状」と「原秩序」の関係は明らかではなかった。

アーカイブズ原則のひとつとされる「原秩序の尊重」では、「発生母体においてとられてい

11) 安藤正人『記録史料学と現代』吉川弘文館、1998年、p.112

12) 中間番号については、安藤前掲書p.126参照。

13) 橋本陽「段階的整理と欧米型整理論の比較：方法論の違いと出所及び原秩序尊重原則の解釈」『アーカイブズ学研究』第23号、2015年、p.10

14) 安藤前掲書、p.111

た記録の配列方式(原秩序)」を「むやみに変更してはならない」<sup>14)</sup>とされる。しかし、原秩序を保存すべきだとする考えの背景には、出所元における厳密な文書管理が前提とされており、そのような管理体型が見出せない場合には、アーキビストが人為的に編成を行うことも欧米では多く行われるという<sup>15)</sup>。一方、「日本で発展した」<sup>16)</sup>という「原形保存の原則」とは、「記録史料の物理的原形をむやみに変更してはならない」こととされる<sup>17)</sup>。段階的整理法の提唱者である安藤氏は、原秩序と現状を区別しながらも、原秩序復元のために「徹頭徹尾、現状を尊重する姿勢が必要」<sup>18)</sup>としている。

想定モデルの編成は、出所元における記録の配列方式を反映しているとはいえ、「原秩序」の復元を目指しているものではないだろう。出所元で体系的に整理されていたとしても、その方法は出所毎に違うはずである。従って、想定モデルはアーカイブズ機関における理想的な編成をモデル化したものだと考えられる。一方、厳密にその順序が保持されるべきとされた原形も、一概に原秩序ということとはできない。調査時点での物理的管理方法が、資料作成時の管理方法と異なっている場合もあるからである。そして、原秩序を復元するために現状の保存を課していたとしても、想定モデルのための整理過程には原秩序復元の段階は含まれていない。想定モデルの背景には、現状を原秩序と捉え、厳密な記録を行ったうえで、機関としての統一的な編成に組み替えるという考え方があった可能性がある。しかし、現状が原秩序ではない場合、現状を正確に記録しても、原秩序は見えてこない可能性がある。現状を把握する目的は、出所元がどのような管理を意図していたかを明らかにするためではないだろうか。安藤氏は原秩序復元の目的は「記録史料群の体系的構造の解明にある」<sup>19)</sup>としている。想定モデルのための整理方法は、原形保存の原則を教条的に適応しているだけで、対象資料群の体系的構造の解明という視点を欠いているといえるのではないか。

それでは、建築資料における原秩序とは、何であろうか。建築資料が生まれる過程を考えると、プロジェクト毎に、敷地写真、スケッチ、契約書、基本計画図、検討模型、基本設計図、施工図…といったように、検討が進められ資料が作成された順番に時系列に資料が並んでいくことになるだろう。一方現実には、資料の膨大さやサイズの問題から、またその後の活用の利便上の理由から、建築設計事務所内では、情報としてはプロジェクト毎に区別されていても、物理的には種別毎にプロジェクト単位で資料が管理される場合が多くみられる。例えば、図面は図面筒や三つ折りフォルダで管理され、筒やフォルダがプロジェクト毎に分かれていたり、写真アルバムがプロジェクト別にまとめられていたり、といった具合である。さらに実務の状況を考えると、実際には資料作成の順序や事務所が意図した管理順に保存されているとは考え難い。保管されている資料は、その後の設計業務のために参照されて戻されていなかったり、出版物や展覧会への使用がされた後に別に保存されていたりと、必ずしも理想的な状態を維持しているとはいえないからである。このため、状況を判断せずに現状に固執して厳密に記録を行うこ

15) 橋本陽「概念としてのフォンドの考察—ISAD(G)成立史を踏まえて—」『京都大学文書館研究紀要』17、京都大学文書館、2019年、p.8

16) 註13 橋本前掲論文、p.17

17) 安藤前掲書、p.111

18) 安藤前掲書、p.119

19) 安藤前掲書、p.120



とは、効率的でないばかりか、現状の物理的狀態に必要以上の意味を与えてしまうことにもなりかねない。

原秩序とは何か、という問題について、安藤氏は「ある特定の記録が他の記録とどのように関係づけられて発生せしめられ、機能したかが、発生母体が設定した記録の位置関係（配列方式や保管場所）の中に示されている場合、その位置関係を原秩序という」としたうえで、「発生母体の手になるオリジナルな配列状態がすべて原秩序なのではない」としている<sup>20)</sup>。つまり、出所元の配列状態が原秩序となる場合もあれば、そうでない場合もあるということである。原秩序を何とみるかは、個々の資料群の特徴によって判断するしかない。建築資料の場合において考えた場合、プロジェクト毎に資料が作成・収受された順に配列するというのも、ひとつの原秩序の考え方である。一方、理想的に保たれていないことがあるとはいえ、先述のように事務所の資料は管理の都合上、ある程度の秩序に沿って管理されていることが多い。その体系を「発生母体においてとられていた記録の配列方式」である原秩序として編成に生かすという判断も、間違いとはいえないだろう。現状が事務所の物理的管理状態を維持している場合は、現状を原秩序に近い状態として扱うことも可能だろう。その場合においても、厳密に現状を保持あるいは記録すべきかどうかは状況によって判断すべきである。例えば、図面筒に番号がふられていながら順不同に並べて保管されていた場合には、総合的に状況を判断したうえで、番号順に並べ替えるなどの配列変更の行為は許容されるべきだろう。原形を保持あるいは記録する目的は、出所元における資料管理体系を把握し、現状そのものでは見えていないかもしれない原秩序を見出すためではないだろうか。現状の調査の結果、原秩序を復元することは不可能だという結論もありうるだろう。原形保持・記録の際には、目的を明確に意識すべきである。

近世の文書等とは違い、近現代建築資料の場合は、資料作成の現場を知っている事務所のスタッフが存命であることも多く、資料自体をスタッフが管理している場合や、引き取った遺族が状況をよく把握していることもある。このような関係者への聞き取りにより、現状がどのようにして構成されているのかを知ることも可能である。資料作成の経緯は、管理されている資料の内容から推測できることもあるが、事務所閉鎖に伴い他の場所へ運ばれて保管されており、事務所での管理状況が維持されていないケースも多いため、現状の調査を行う際に、資料管理の経緯についても管理者に聞き取りを行っておくことが大切である。現状とは違う編成を行うと判断した場合でも、現状の記録を行うことで、ある程度の遡及性は担保できると考えられるため、来歴と共に、画像等も添えて記録しておくことが望ましいが、その詳細度は状況によって判断されるべきだろう。

### （3）建築資料館における編成に関する検討—想定されていた編成モデルの問題②

次に、資料の量が膨大であるために、想定されていた編成が完了するまでにかなりの長い時間を要するという問題である。想定モデルでは、全資料のアイテムレベルまでの整理を行わない限り編成が行えない。例えば、ひとつのプロジェクトの図面が複数の図面筒に納められているということはよくあるが、図面筒のタイトルには、収納されている図面のプロジェクト名称が正確に記されているとは限らない。つまり、全ての筒を開いて内容を確認しなければ、プロ

20) 安藤前掲書、p.120

ジェクトの正確な数も分からず、編成に着手することができないのである。数万枚の図面資料を含むような大規模資料群の場合、かなりの長い時間をかけることを覚悟しなければならない。

図面のアイテムレベルでの整理については、計画→基本設計→実施設計→施工→竣工、といった設計の過程は基本的に想定でき、図面の詳細度や作成者の情報などからおよその時期は判別できるものの、個々の図面やスケッチがどの段階に位置付けられるかは、他の図面と比較しながら確認していくほかない。日付や図面番号が記載されていることも多いため、それに従ってある程度順序を復元することは可能だろうが、先述のように、長年の管理の過程でこの順序が無秩序になってしまっている場合も多く、現状の順序が意図されたものであるかどうかも分からない場合がある。スケッチ等では日付記載のない資料も多くあり、日付があっても複製の場合は作成年月日は容易に特定できない。この検討を詳細に始めると多くの時間を必要とする。現状に何らかの意味があると考えられる場合は、図面の順序については整理初期から深く追求することは避け、必要があればいずれ情報のみを再編成することを検討するべきだろう。

想定モデルのための編成の検討段階では、仮番号の並び順と正式な番号を付与するための並び順が一時的に混在することになり、仮番号のみの資料と正式な番号が付与された資料の混在も起こる。検討が長期にわたった場合には、資料の特定に混乱をきたす可能性がある。物理的管理の面からも資料整理・編成過程での長期検討は避けるべきであるし、資料を特定するための番号は唯一であった方がよい。その後、仮番号についての議論を経た結果、物理的管理のための「資料番号」のみを付与することになった。資料番号は仮番号と同じ手順で付与されることもあるが、資料を配列し直した後に付与する場合も想定している。

図面の作成順を特定するといった作業は、研究の範囲にもなり、整理段階での詳細すぎる検討はアーカイブズ資料を迅速に利用に供するためには弊害となりかねない。整理編成の目的が何であるかを明確に意識しておく必要がある。

#### (4) 建築資料館における編成記述に関する検討—想定されていた編成モデルの問題③

三つめは、想定モデルの階層とその内容が固定されていることから起きる問題である。当初は、階層の数を固定することにより、番号を見ただけで資料の意味を理解できたり、データベース上での横断検索が容易になるといったメリットが考えられていた。

しかし、建築資料館で収集している資料群は、出所は主に建築家単位であることが多いものの、規模や内容は様々である。1点の模型のみや数百点の写真アイテムのみからなる資料群もあり、6つに固定された階層にそのような資料を位置づけることは不自然である。また、想定すべき階層が6つよりも少ない場合は、不自然であろうと階層を合わせることは可能だが、6つに収めることが難しい場合もある。例えば、大規模なプロジェクトで設計が何期にも渡っている場合などは、ファイルの下に各期のサブファイルが設定された方が理解しやすいが、階層を合わせるためにはファイルレベルで各期を区別して並列させる、という処理をすることになる。各期の区別は資料の内容を詳しく検討しないと確定することができず、その作業が終わらない限りファイルの総数を決めることができない。当初に考えられていた最終的な番号の付与と階層の固定は、整理すると決めたシリーズ以下は全ての資料を隈なく整理することのできる場合に限られる。大まかに全体像を把握し、必要な部分のみを優先的に整理し、未整理部分も残しておくような場合には適応することが難しい。階層を固定することは、多様な在り方をし

ている私文書の整理には不向きではないだろうか。

また、シリーズの内容についても、多様な設定を認めるべきである。シェパード氏とロウエル氏によれば、スタンダード・シリーズは決して固定的ではなく、「原秩序」“original order”が明らかで活用可能である場合には、シリーズやサブ・シリーズを選択的に使用することを勧めている<sup>21)</sup>。スタンダード・シリーズにおけるシリーズやサブ・シリーズそのものを適応させるかどうかも、各資料群の原秩序を考慮しながら判断を行えばよいだろう。スタンダード・シリーズは、秩序が見いだせない比較的古い資料群などで特に参考にとできると思われる。

シェパード氏らが提唱する手法のうち、どの資料群においても採用した方が格段に利便性が高くなると筆者が考えるのは、シリーズの区分よりもむしろ、プロジェクト一覧“project index”の作成である。彼らが述べているように、建築資料群においては、プロジェクトに関連した資料が複数の違ったサブ・シリーズに含まれることがある<sup>22)</sup>。主に形態別に管理されている事務所の方法を編成上踏襲した場合も、それぞれの形態の中に各プロジェクト資料が含まれることになるため、シリーズ区分を横断して資料群に含まれるプロジェクトを把握できることが望ましい。

想定モデルを目指した整理は、以上のような問題点が明らかになってきたため、現時点では一部資料を除き行っていない。対象資料群の現状を参考にしながら原秩序を考え、情動的にも物理的にも把握・管理しやすい資料群毎の編成を考えることが重要であると考えられる。

### （5）大高正人建築設計資料群の編成

以上の問題をふまえたうえで、具体的にどのような編成が考えられるか、大高資料群を事例として検討する。

大高資料群は、建築家・大高正人に関する建築設計資料群である。大高は、1923年に福島県三春町に生まれ、東京大学第二工学部建築学科卒業後、同大学院研究生を経て、1949年に前川國男建築設計事務所に入所した。前川事務所では、戦後スタッフの中核として晴海高層アパートや東京文化会館等を担当し、1962年に大高建築設計事務所を設立し、独立した。1960年にはメタポリズム・グループの一員として、槇文彦と協働で新宿副都心計画案を発表している。独立後の活動の幅は広く、数々の農協事務所の建築や、坂出市人工土地、広島市基町団地、千葉県文化会館といった公共建築を手がけたほか、多摩ニュータウンや横浜市都心臨海部開発基本計画／みなとみらい21などの都市計画や、故郷三春町のまちづくりにも長く携わった。事務所の資料には、建築設計図面のみならず、大判の複製地図に描き込んだ都市計画図や、大量の報告書も含まれている。2010年の大高没後に事務所は閉鎖され、遺族が資料一式を引き取り、自宅倉庫にて管理していた。倉庫内には大高個人の活動に関する資料も保管されていた。建築資料館の活動初期に受入の交渉を始めた資料群であり、種類などによる選別は行わず、試験的になるべく多種多様な資料を受け入れた。

資料の内容は大きく二つに分けられる。ひとつは旧制浦和高等学校在籍中から前川國男建築設計事務所を経て独立するまで（1937頃～1962）及び大高建築設計事務所設立から逝去まで

21) Shepherd and Lowell, *Standard Series*, p.4

22) Shepherd and Lowell, *Standard Series*, p.10

(1962～2010)に大高個人が作成・収受した建築活動に関わる資料群で、ノート、メモ、スケッチ、書簡、写真資料などが含まれる。もうひとつは大高自身が主宰した大高建築設計事務所(1962～2011)で行った建築・都市計画業務に関する資料で、設計図書・報告書・写真・模型・契約書等からなる。物理的には混じっているものもあり、職務上の文書と個人文書を明確に分けるのは難しいが、事務所閉鎖以前より自宅で管理されていたものを個人資料とし、サブ・フォンドとして①個人資料と②事務所資料を設定した(図2)。

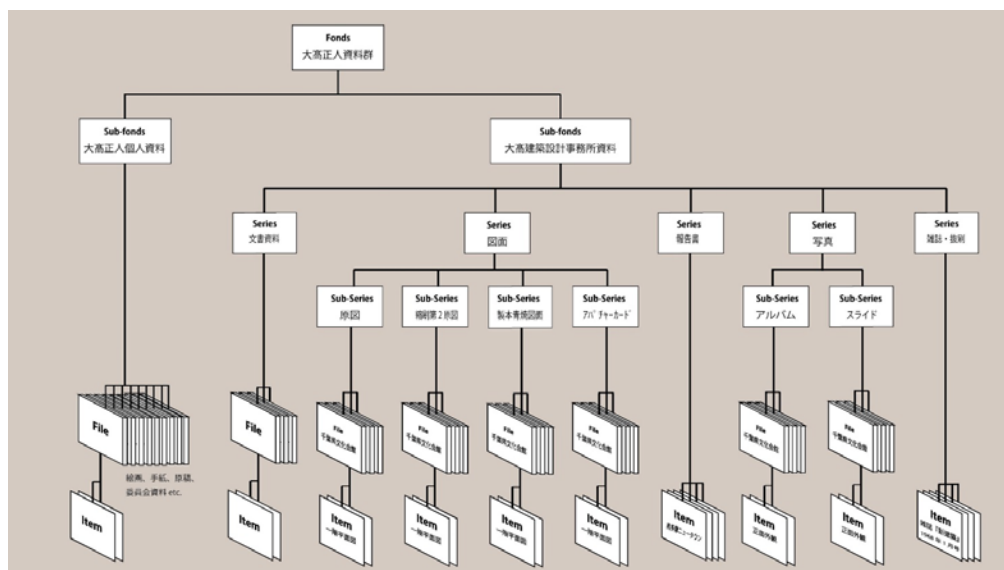


図2 大高正人建築設計資料群の編成(案)

個人資料は、大高が個人的にやりとりした書簡類や個人として作成・収受したスケッチ、日記、メモ、書簡などからなるが、実際には大高が自宅に持ち帰っていた事務所の資料も混じっている。これらを内容で分類するのは難しく、また現状のまとまりに意味がある場合もあると考えられたため、これ以上の分類は行わないこととした。そのため、個人資料にはシリーズは設定せず、サブ・フォンド→ファイル→アイテムという構成になっている。

事務所資料の編成が、大高資料群において最も問題となる。事務所資料は、調査時点では主に資料の種類別に保管されていた。遺族によれば、これは事務所の保管方法をおおよそ引き継いだものであった。そのため、資料の物理的な種類をそのままシリーズとすることも考えられた。しかし、例えば図面資料には、原図のみならず、原図を複製した青焼きを製本したものや、縮小して複製した図面をまとめたファイル(第二原図の縮刷版)、マイクロフィルムに撮影してカードに整理したもの(アパチャーカード)などが含まれている。内容としては、物理的な種類は違っていても、これらは全て図面資料である。また、現場の様子や竣工時の建物を写した写真資料にも、プリントした写真がアルバムに整理されているものや、35mmのスライドに記録されているものなどが含まれる。これらを物理的な区分に従って個別のシリーズとして編成するのは、利用者が内容を把握する際に混乱を招きやすく、有用だとはいえない。そのため、シリーズは物理的な区分を考慮した内容による分類として、①文書資料、②図面資料、③報告書

資料、④写真資料、⑤雑誌・抜き刷り資料、という編成を行った。文書資料については、会社の文書類とプロジェクトに関係する文書類に分類する可能性もあるが、現在整理中であるため、今後の課題としたい。

シリーズ下には、必要な場合は物理的区分であるサブ・シリーズを設定した。図面の場合は、①原図、②縮刷第二原図、③青焼製本図面、④アパチャーカード、である。写真は、①アルバム、②スライド、とした。報告書や雑誌・抜き刷り資料は、シリーズの下はそのままアイテムとなる。文書資料の場合は、様々な資料が混在していることが予想され、主にはファイルアイテムとなる。

ファイルの設定は、どのシリーズ、サブ・シリーズにおいても、プロジェクト単位となることが好ましいと考えられる。事務所においても、物理的区分の中ではほぼプロジェクト毎に資料が管理されている。資料検索においても、あるプロジェクトの資料を探す場合、ファイルレベルで探すことに専念すればよい。これを目指し、原図以外の図面・報告書・写真資料については、仮番号が付与されていないものには、プロジェクト順に並べ替えを行った後に資料番号を付与した。

既に仮番号が付与されている原図資料については、仮番号を資料番号として扱っており、プロジェクト毎には配列されていない。大高資料群における原図はほぼ筒に入れられて管理されていたが、1本の筒にひとつのプロジェクト図面が入っているわけではなく、複数筒にわたる場合もあれば、1本に複数のプロジェクトの図面が入っていることもある。前述のように、これを完全にプロジェクト毎に分類するためには、全ての筒を開いて図面を1枚ずつ確認する作業が必要である。大高資料群には図面筒が888本含まれ、納められている図面は概算35,000枚と想定される。これら全てを確認するには非常な時間がかかるため、他の業務との兼ね合いも考慮し、筒の単位のまま管理することとし、ファイルは現状の筒単位を活かすことにした。仮番号付与の際に、筒はプロジェクト順ではなく保管されている現状の順番に番号が付与されていたため、筒に記されているタイトルに基づいてプロジェクトによる並べ替えを行った。タイトルのないものは内容の確認を行った。タイトルは筒への記載どおりに目録を作成しているが、正しい内容を示していないものや、プロジェクト名については表記のゆれもあるため、各ファイルには、アクセスポイントとして「統一プロジェクト名」も付与することとした。この統一プロジェクト名は、原図に限らず、プロジェクトに関係する資料には全て付与することとしている。統一プロジェクト名については、7項で詳述する。

以上の状況を整理すると、原図と個人資料については現状のままに資料番号（旧・仮番号）を付与してから目録作成を行うという段階的整理法に沿った方法で整理しており、主に原図以外の事務所資料については編成を行ってから資料番号を付与するという、二つの異なった整理方法が混在している。想定モデルを目指して一部資料に仮番号を付与して運用を開始した後に、資料整理方法を検討し直したためである。資料の状況を判断した上で後者の方法をとる方が合理的なのではないかと考えているが、秩序が見出せない資料の場合や、資料整理にかかる時間等を考慮すれば、物理的な現状を維持し続ける判断も必要だろう。また、大高資料群の現状のように、同一資料群においても一部は現状の物理的状態を生かしたまま編成に組み込む場合もあり得るのではないかと。一方、小規模な資料群や全資料がアイテムレベルまで整理された資料群では、シリーズ編成をプロジェクト単位に組み替えることも可能である。しかしそのような

編成も、その方が当該資料群の特徴を表していると判断した場合に行うべきことであり、あらゆる資料群に適応すべきとは言い切れない。資料群の規模や性格、そして最終目標の設定によって、目指す編成は変わってくる。ある程度統一された資料整理方法が確立されるべきではあるが、編成は資料群の性質によって変わりうるものであり、画一的ではあり得ない。むしろ、編成の違いは資料群の特徴を端的に表すものではないだろうか。

編成記述という作業は、アーカイブズ施設の業務においてどのように位置付けられるべきだろうか。加藤聖文氏が主張するように「利用者が目的とする資料の基本的な性格を把握し、効率よくたどり着くための実用性」<sup>23)</sup>を編成記述の第一義として考えるならば、理想的な完全な編成を目指すよりは、暫定的で物理的秩序に寄ったものであっても、利用者が資料群の特徴を把握できるような編成をできるだけ早く整えて公開することが必要だろう。これは、その後のより詳細な資料の構造分析を退けるものではない。むしろ、そのような研究の可能性を外に開き、促進していくための基礎的な編成を行うことがアーカイブズ機関の使命なのではないだろうか。追加資料があれば記述は改訂される。整理の進捗に応じて、編成が段階的に変化していくことも許容し、また必要であれば、改訂には利用者の知見も含まれてもよいのではないか。大高資料群も、整理に従って編成が変化する部分もあると予想されるが、早期の公開を目指したいと考えている。

## (6) ISAD (G) への準拠とその意義

建築資料館においては、前述のようにISAD (G) への準拠が決められていながら、実際の目録項目はISAD (G) を意識することなく設定されていた。その結果、優先して進められた図面資料のアイテム目録の項目は資料群によって異なっており、設定数も坂倉準三資料群では39項目、吉阪隆正資料群では53項目、大高資料群では81項目にも及んでいた。この背景には、目録作成を研究の一環として行った資料群では、研究に必要な項目が設定されたことや、デジタル化業務を請け負った業者による情報が追加され、一部項目が重複しているなどの事情もあった。公開の際には、これらの情報を整理して統一の項目に整えていく必要がある。そのため現在、ISAD (G) 項目にマッピングする形で、目録情報の整理を行っている。

ISAD (G) には26要素が設定されているが、そのうち必須要素はレファレンスコード、タイトル、作成者、年月日、数量、記述レベルの6つとされている。これを基準としながら、各機関あるいは資料群において必要な項目を定めていけばよい。建築資料館の図面資料の場合は、表1のように整理をしている(レファレンスコードは未付与)。しかし、この項目がそのままいかなる資料群の図面目録にも使えるわけではない。同じ図面資料といっても、資料群によって図面上の情報の記載方法が違っているため、目録作成の際の効率を考えると、項目の設定は変わらざるを得ない。そのため、目録作成作業の際には、あらかじめマッピング先のISAD (G) の要素を考えながら、資料の状況に合わせた細かい設定をしていく必要がある。多様な項目をマッピングし直す作業には手間がかかるが、項目設定の際にISAD (G) を意識しておけば、最終的に目録を整える手間を省くことができる。

23) 加藤聖文「近現代個人文書の特性と編成記述—可変的なシリーズ設定のあり方」『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣出版、2014年

表1 図面目録項目（例）

アイテムレベル公開用必須項目

非公開項目

ISAD項目区分	Identity Statement Area								
	名称等								
ISAD番号	3.1.2			3.1.3		3.1.4		3.1.5	
ISADに準拠した項目	資料名			資料作成年		記述レベル		資料の形態と数量	
目録項目(例)	プロジェクト名称(記載ママ)	図面名称(記載ママ)	縮尺	資料作成年(記載ママ)		記述レベル		分類	技法
記載例	東急会館	1階平面図	1:100	1953.11.18		アイテム		図面	鉛筆・インク
								トレーシング	サイズ
								ペーパー	785 x 581
ISAD項目区分	Context Area		Content and Structure Area						
	来歴		概要						
ISAD番号	3.2.1		3.3.1					3.4.4	
ISADに準拠した項目	資料作成者		資料概要					資料の状態	
目録項目(例)	資料作成者(統一)	資料番号	プロジェクト名(統一)	図面番号	図面種別番号	資料作成者	デジタルデータ有無	資料の状態	
記載例	坂倉建築研究所	505-016	東急会館	TKK3060	G3	坂倉建築研究所	有	破損あり	
ISAD項目区分	Notes Area			Description Control Area		-			
	備考			記述管理		収蔵品管理			
ISAD番号	3.6.1			3.7.1		3.7.3		-	
ISADに準拠した項目	備考			担当者		記録作成日		-	
目録項目(例)	備考	展覧会出展記録		公開目録作成日		収蔵場所		貸出状況	
記載例		「人間のための建築—建築資料にみる坂倉準三」展		××		2019-06-25		収蔵庫xx-xx-xx [xx]展のためxx美術館に貸出中 (2019年12月返却予定)	

こうした作業にはある程度の時間と手間がかかり、職員が標準について十分に理解している必要もある。しかし、これは資料情報公開のための作業でもあり、職員が入れ替わっても同じ質の作業を続けていくために必要なことである。標準に合わせなくては行けないと考えると窮屈だが、橋本氏が指摘するように、ISAD (G) 自体は記述内容に制約があるわけではなく、1要素に複数の項目をマッピングしても問題ない<sup>24)</sup>。詳細な記述方法については別途定める必要があるが、自由度の高い標準であるISAD (G) は、記述のための大きな枠として使うのに適しているといえるのではないか。

アイテム目録は詳細になりすぎる傾向があるが、公開に際しての資料検索のための手段だと考えれば、過度に詳細である必要はなく、閲覧者が資料にたどり着くための手がかりが適切に示されているかを第一に考えなくてはならない。常に目的を考えて作成にあたるべきである。

### (7) アクセスポイントとしてのプロジェクト一覧の作成

近現代建築資料整理における「プロジェクト一覧」の作成は、利用者への便宜のみならず、整理過程においても重要となる。プロジェクトの名称は、設計の過程において変化する場合や、複数の呼称を持つ場合もあるが、整理においても利用においても、ひとつのプロジェクトは何らかの方法で同定する必要がある。そのため、大高資料群では、大高建築設計事務所の旧所員が中心となってまとめた『建築家 大高正人の仕事』(荻原敬、松隈洋、中島直人著、エクスマレッジ、2014) 巻末の年表に記載されているプロジェクト名称に準拠したプロジェクト一覧を作成し、この名称を資料群内における「統一プロジェクト名」としてこれに合わせて資料整理を行っている。新しいプロジェクトの資料が出てきたら追加する形で、整理と並行して一覧を作成している。

利用段階では、このプロジェクト一覧も利用者に提供し、検索手段のひとつとすることを考えている。また、データベース上ではアクセスポイントとして登録したいと考えている。建築資料の使われ方としては、建築家に着目すると同様に、プロジェクトあるいは建物名に着目して資料を探す場合が多いと想定される。そのため、編成状況にかかわらずプロジェクト一覧を

24) 註15 橋本前掲論文、p.9

備えておくことは、検索上の助けとして重要な役割を果たすと考えられる。

プロジェクトに関わるデータは、将来的には典拠管理を行うことができればより有用であろう。プロジェクト名称は年を経て変化する場合も多いため、複数名が管理できることが望ましい。また、特に実現した建築の場合は、住所や緯度・経度、面積、規模や構造など、関係する情報は非常に多い。建築に関わる情報が資料に含まれていることも多いため、建築に関わる情報は資料群とは別の形でデータベース化していくのがよいかもしれない。建築学会が進めている歴史的建築総目録データベースや、新建築社が進めている建築情報プラットフォーム<sup>25)</sup>といった他組織が進めるプロジェクトと連携し、資料情報と建築情報が相互にリンクされるようになれば、資料情報もより活用が促進されるだろう。

#### 4. 今後の見通しと課題

建築資料館における資料の編成方法について考察してきたが、大高資料群の整理・編成はまだ実践の過程段階であり、今後他の資料群の例も参照しながら改善していく必要がある。建築資料館も開館から時間を経て、資料の受入方法についても、出所から全ての資料を一括してではなく分割して受け入れる場合も生じるなど、既に変化も起きている。こうした変化に伴い、編成記述の方法にも柔軟な対応が必要となってくるかもしれない。国内外の取り組みを意識しながら、近現代建築資料の編成記述に適した方法を継続して議論し模索していきたい。

編成記述した資料群の情報をどのように外部に発信していくかも、今後の課題である。建築資料館では、開館当初より継続してアーカイブズ資料に相応しいデータベースシステムの構築について調査を行ってきた<sup>26)</sup>。その結果を受け、2019年度にはICAが開発に携わったオープンソースソフトであるAccessToMemory (AtoM) を導入した。日本ではまだ公に導入実績のないシステムであるため、運用には度重なる検討と試行錯誤が必要だが、編成記述についての議論と並行して活用を進め、近現代建築資料をアーカイブズ群として表現し、検索に対応させるために必要なシステムはどのようなものなのか、議論の土台としたいと考えている。AtoMはISAD (G) をはじめとしたICAの標準に対応しているため、これまで作成してきた様々な目録を整理し直す契機ともなっている。

資料公開にあたっては、いくつかの法律上の課題も解決しなければならない。歴史資料としての近現代建築資料が公の機関で公開された事例はまだ多くない。まずひとつには、歴史資料等保有施設で制限事由となっている個人や法人のプライバシーやセキュリティを侵害するような情報について、建築資料における該当箇所がどこであるのか、明確な基準が定まっていないことがある。公開にあたって当該建築物の所有者である施主、あるいは現在の所有者にどの程度配慮すべきなのかということも不明確である。加えて、民間で建築設計者と施主が契約する際に使用が推奨されている「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」には、成果物

25) index architecture / 建築知 <https://index-architecture.com> (最終アクセス：2019/8/26)

26) 平成29年度の調査内容は、建築資料館HPにおいて公開している。「国立近現代建築資料館において採用すべき情報システムの比較検討業務報告書」<http://nama.bunka.go.jp/overview/publications.html> (最終アクセス：2019/10/4)



である図面などの情報の第三者への公開を禁じたり、成果物や著作権を譲渡することを禁ずる条項が含まれていることが判明した。これらの問題の解決なしには、資料の公開活用は慎重にならざるを得ず、建築資料館では建築学会や弁護士事務所と連携して調査を行ってきた<sup>27)</sup>。

そのほかに、歴史資料等保有施設である建築資料館においては、公文書館等とは違い、運用にあたって複製権及びいわゆる著作者人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権）との関係で著作権法上の資料利用制限が生じるという問題もある。建築資料館は基本的には資料の寄贈にあたって著作権の譲渡も受けており、その際に著作者人格権についても主張しないことを求めているが、収集資料には著作権者が第三者の場合や、不明な資料（例えば図面、写真、書簡等）も含まれる。アーカイブズ機関としての使命を考えると、歴史資料等保有施設には著作権のない資料の複製の権利や未公開資料の公衆への提示が認められてよいのではないだろうか。

今回は触れることができなかったが、資料の物理的管理や修復についても、近現代建築資料に関しての基準を定めておくべきであろう。公文書館や博物館、美術館における基準も考慮しながら、アーカイブズ資料の適切な管理方法を検討していかねばならない。

また、現時点では建築資料館の収集対象とはなっていないが、今やほとんどの建築設計はデジタル技術を用いて行われており、その結果残されるポーン・デジタル資料の保存方法の検討も必要となってくるだろう。その場合の整理・編成記述は、物理的なモノがある場合とは大きく変わってくると考えられる。また、デジタル化した資料のデータ長期保存については、建築資料館においても既に取り組みなくてはならない課題となっている。

これらの問題のいくつかは、建築資料館のみならず、建築界全体の協力のもとで取り組まねばならない課題といえる。

## おわりに

近現代建築資料の編成記述に焦点をあてて検討してきたが、編成記述は資料の収集・整理・保存・提供の一連の流れの過程のひとつと位置づけられ、その他の作業と切り離して考えることはできず、他の課題と合わせて検討を進めていくべきである。

近現代建築資料の保存の動きが進むにつれ、解決すべき新たな課題が明らかになってきている。建築資料館においても、今後はより一層他機関との連携を強め、建築界のみならずアーカイブズ学や法律分野の専門家の協力も仰ぎながら、近現代建築資料の更なる活用の促進を目指し、国の機関としての責任を果たしていかねばならない。

## 謝 辞

本稿は2018年度アーカイブズ・カレッジ（長期コース）修了論文を改稿したものである。論文のご指導をいただいた青木陸准教授をはじめとする国文学研究資料館の先生方、職員の皆様、同期受講生の皆様、2018年度アーカイブズ・カレッジ修了論文報告会での発表の機会を与えてくださったアーカイブズ・カレッジの先輩方に御礼を申し上げる。

---

27) 平成29年度の調査内容は、建築資料館HPにおいて公開している。「建築資料の公開における諸問題に係る調査・会議開催運営」<http://nama.bunka.go.jp/overview/publications.html>（最終アクセス：2019/10/4）

**Arrangement and Description of Modern Architectural Records:  
A Case Study of the Otaka Masato Archive**

**FUJIMOTO Takako**

This paper investigates the organization and description of modern architectural records through a case of the Otaka Masato Archive, held by the National Archives of Modern Architecture, Agency for Cultural Affairs, Japan (NAMA). Otaka Masato (1923-2010) is an architect who archived significant results not only in the field of architecture but also in urban planning. This archive, which includes large-format urban plans and numerous reports in addition to architectural plans and sketches, attests to the breadth of Otaka's activities. Since its establishment in 2013, NAMA has been studying the best methods to process materials, while continuing to collect materials and show them publicly through exhibitions. By reviewing such processing practices, the paper examines how modern architectural records are arranged and described so that they are more accessible to researchers and can be of use to the future.